

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月
② 平成12年3月

平成12年3月に、結婚を契機として夫の被扶養者になるため、社会保険事務所（当時）に出向いた際、それまでの年金記録についても確認してもらったが、「未納は一切無い。」との返答であった。それにもかかわらず、申立期間が未納との通知が来て、信じられない気持ちである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成6年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、8年7月1日に新たに厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金被保険者期間のうちの国民年金保険料の未納期間であるところ、当該国民年金被保険者期間に係る保険料の納付状況を、オンライン記録により確認すると、申立期間①を除き全て現年度納付されている上、申立期間①が1か月と短期間であることなどを踏まえると、あえて申立期間①について保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は、平成12年3月に婚姻後、社会保険事務所において国民年金保険料の未納は無いと言われたという以外に、申立期間②の保険料の納付時期や納付金額等、納付に係る具体的な記憶は無く、納付状況が不明である。

また、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられる上、ほかに申立期間②について、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年12月まで

会社を退職したので、父親がA市の出張所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も納付してくれていた。父親からは、全期間納付済みであると聞いていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに驚いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、その時点で、申立期間のうち、47年4月から同年12月までの期間は、現年度保険料として国民年金保険料を遡及納付することとなる期間であるところ、当該期間と同様に、加入手続の時点で現年度納付対象期間となる当該期間直後の48年1月から同年3月までの保険料については、現年度納付されている。

また、申立人と同時期にA市において国民年金に加入したとみられる、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付状況をオンライン記録等により確認すると、納付記録が確認できた被保険者のうち、申立人と同様、昭和47年4月以降に国民年金被保険者期間を有する被保険者については、その大部分が当該期間について納付済みとなっており、こうした納付状況に加えて、申立期間直後の期間については現年度納付されていることなどを勘案すると、申立期間のうち、同年4月から同年12月までの保険料については、納付した可能性は高いものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までについては、加入手続の時点で、過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付す

ることができない期間であるが、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の父親も他界しているため、過年度納付の状況が不明である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付状況をも、申立人が過年度納付を行ったことをうかがわせるような納付状況は確認できず、ほかに申立期間のうち昭和47年1月から同年3月までについて、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月から45年3月まで

国民年金に加入後、国民年金保険料は夫婦二人分を納付していた。申立期間について、妻である私は納付済みとなっているのに、夫が未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する領収証書から、申立人が、昭和45年3月に、申立期間のうち、41年2月から43年3月までの期間の国民年金保険料を過年度保険料として遡及納付していることが確認できる。45年3月の時点では、本来、当該遡及納付期間のうち、41年2月から42年12月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間であるが、これが還付された形跡は無い上、申立人は、当該遡及納付と同日に、時効により保険料を納付できない期間である36年4月から39年3月までの期間及び39年5月から40年3月までの期間の保険料についても過年度保険料として遡及納付しており、当該期間については保険料の納付済み期間となっていることを考慮すると、本申立てにおいて、45年3月の遡及納付の時点で、41年2月から42年12月までの期間についても過年度保険料として遡及納付することが可能な期間であったと考えるのが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間については、申立人が上記遡及納付を行った時点で納付時効到来前の期間であり、過年度納付及び現年度納付により国民年金保険料を遡及納付することが可能な期間である上、申立人の妻も、申立人と同様、同年3月に自身のそれまでの

未納期間に係る保険料を全て遡及納付しており、こうした申立人及びその妻の遡及納付の状況に加えて、申立人及びその妻とも、同年4月以降の国民年金加入期間について、保険料を全て納付していることなどを勘案すると、あえて43年4月から45年3月までの期間について、保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1124

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

昭和58年3月に会社を辞め、59年12月に別の会社に就職するまでは、国民年金に加入していた。収入が無かったので、母親が代わりに国民年金保険料を納付してくれており、同年4月から同年11月までは納付済みなのに、なぜ、申立期間が未納となっているのか分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和59年5月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、その時点では、申立期間は過年度納付の対象期間となり、過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付することができない期間であるが、保険料納付を行っていたとする申立人の母親は他界しているため、保険料納付の状況が不明である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない（なお、申立人には、A市に転入した昭和62年6月頃に、59年5月頃に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が同市において払い出されているが、当該記号番号は、63年3月に、59年5月頃に払い出された記号番号に統合されている）。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から62年12月までの期間、63年3月から平成元年3月までの期間及び同年5月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から62年12月まで
② 昭和63年3月から平成元年3月まで
③ 平成元年5月から2年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料は、母親が、私と妻の二人分を支払ってくれていた。妻の保険料は納付されているのに、私の保険料が未納となっているのはおかしい。これまでに二度、厚生年金保険被保険者期間と重複したために保険料の還付を受けたことがあるが、未納期間があるならば還付されなはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、当該期間については、申立人の家族とは別の住所地で生活していた時期であったとしており、保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の母親も他界しているため、保険料納付の状況が不明である。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿をみると、「62. 10. 2 集金人に聞く。B町に住んでいない」、「62. 10. 2 不在者として処理 住民票あり」と記載されており、これらの記載は、申立人の国民年金保険料の集金又は納付勧奨に係る記載であるとみられることから、昭和62年10月の時点で、保険料に未納が生じていた状況がうかがわれる上、それ以降の期間についても、保険料納付が行われていたとは考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿には、上記記載のほか、「62. 3. 1 ルス」と、昭和62年10月以前にも、申立人が不在であったことをうかがわせ

る記載があり、同名簿において、同年3月及び同年10月時点の事跡が記載された上で申立期間の国民年金保険料は未納となっていることや、申立人も、申立期間については別の住所地で生活していた旨供述していることなどを勘案すると、申立期間のうち、同年9月以前の期間についても保険料納付が行われていた可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人は、「これまでに二度、国民年金保険料の還付を受けたが、ほかに未納期間があるならば、還付されないはずである。」とも主張しているところ、オンライン記録から、昭和61年6月及び平成9年7月に、それぞれ780円及び23万630円の国民年金保険料の還付決議が行われた記録が確認できるが、前者の還付は、厚生年金保険被保険者期間である昭和59年4月及び同年5月の保険料として納付されたものを、58年7月及び同年8月の保険料として充当処理を行い、その差額について還付決議が行われたものであり、当該差額では申立期間の保険料に充当することはできない上、後者の還付が行われた平成9年7月の時点では、時効により申立期間の保険料に充当することはできない。

その上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から同年12月まで
結婚してA市からB市に転入後、A市の実家に戻った時に、実家に届いていた申立期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取り、銀行で納付した記憶がある。申立期間の保険料納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書を受け取った時期について、平成7年1月であったと思うとしており、かつ、当該納付書は社会保険事務所(当時)から送られてきたものであったとしているが、同年同月の時点では、申立期間の保険料は現年度納付対象であり、当時、社会保険事務所においては現年度保険料の収納は行われていなかったことから、同年同月の時点で、社会保険事務所が申立期間の保険料に係る納付書を作成することはできず、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、上述のとおり、平成7年1月の時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付対象となるが、戸籍の附票から、申立人は、6年10月にB市に転出していることが確認でき、A市又はB市のいずれであっても、7年1月の時点で既に住民登録を有していないA市の実家に納付書を送付することは考え難い。

加えて、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に、平成2年1月5日の国民年金被保険者資格喪失後、申立期間について被保険者資格を再取得した形跡が無い上、オンライン記録において、申立人のA市からB市への住所変更年月日が6年8月1日となっており、住民登録を異動した日ではなく、申立期間

に係る被保険者資格取得年月日と一致しているが、住所記録の変更処理と被保険者資格取得処理が同時に行われた場合に、このように記録されることが多く、こうした状況から判断すると、申立期間は、B市に転出後、遡及して国民年金被保険者期間として追加処理された期間であるものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。